

【論文】

公益事業会社と CSR —CSR 論と公共性論をめぐって— Public Utility Corporation and CSR

小坂直人
Kosaka Naoto

目次

- 1 はじめに一企業責任と経営者責任
- 2 電力会社の CSR
- 3 企業献金問題と企業の政治的意思決定
- 4 CSR 論と「新しい公共性」論のあいだ
- 5 おわりに—市民社会と企業社会，そして公共性

(要旨)

企業の社会的責任（CSR）という表現は、わが国においても既に市民権を得ているものであり、企業が社会の一員として積極的に社会貢献をなすうえで、よりどころとなっている概念でもある。そこでは、企業が「責任主体」となりうることも前提となっていると思われるが、形式的な人格を付与された法人企業が自然人と同様の「責任主体」となることがどこまで可能なのだろうか。特に、企業活動によって社会に深刻な被害をもたらす「企業犯罪」が起きた場合、当然被害者の救済と責任企業の処罰が求められることになるが、その際、経営者の経営責任の陰で「企業それ自体」の責任があいまいにされてきた歴史がある。企業が社会に対して責任を負うことの本質的意味を考えるために、小論は、電力会社の CSR 問題を素材にしながら、企業の社会的責任（CSR）論を法人資本主義論と公共性論の視角から検討することを課題とする。

1 はじめに一企業責任と経営者責任

2016年2月29日、福島第一原発事故を防げなかった刑事責任を問われ、東京電力の勝俣恒久元会長ら旧経営陣3人が検察審査会の議決に基づき、業務上過失致死傷罪で東京地裁に強制起訴された。これから始まる裁判を通じて、旧経営陣の事故前の政策判断と対応いかんによっては、事故を防ぐことができ、取り返しのつかないほどの放射能大災害を引き起こさずにすんだのか、その事実関係が改めて明らかになることが期待される。この裁判で追及される刑事責任は、あくまでも事故に対する経営者個人の責任であり、この場合、原発事業経営者が負うべき注意義務を怠ったか否かをめぐって争われることになる。一般に、企業活動の結果として生じた事故や被害については、民事上の損害賠償を別とすれば、その責任追及は、企業活動の直接業務担当者あるいはその直接管理責任者が対象となり、まずは企業内での処分（退職等）がなされたりする。そして、外部への被害が甚大かつ深刻な場合は経営者の刑事責任の追及にまで進むことになる。東京電力旧経営陣の強制起訴もその流れの中で行われたものである。企業活動の結果として事故や被害が生ずることを企業犯罪とするならば、その責任を負うこと、あるいは社会的制裁を受けることは、本来ならば企業それ自体が当事者となるのが当然であると考えが、企業それ自体が犯罪行為をなし、その罰を受けるという考え方は必ずしも一般的ではないようである。刑事的責任を負うことができるのは、あくまでも自然人であるとの考え方が底流にあることがその理由である。少なくとも、法律の世界ではそれが通説ということになろう¹⁾。しかしながら、経営者個人に責任を帰すことも当然視されているとは言えそうもない。たとえば、同じく検察審査会の議決を受けて強制

起訴となった尼崎 JR 脱線事故の場合、業務上過失致死傷罪に問われた JR 西日本の歴代3社長は、1審、2審では無罪判決を受けている（『北海道新聞』、2016、3.1）。

他方で、原発事故による様々な損害に対して、原因者たる東京電力はこれまで損害賠償を実行してきている。被害の大きさ、深刻さを考えるならば、賠償額・賠償範囲のいずれをとっても、とても十分とは言えないが、原因者として賠償責任を果たす立場にあることは東京電力も形式的には「認識」していることにはなる²⁾。原発事故に対する賠償責任は経営者に過失があったかどうかに関わりなく、被害事実に相当する賠償を当該事業者たる東京電力がなすことを義務づけられているものである。「原子力損害賠償法」はそのための法律である。同法による損害賠償措置が原子力損害賠償責任保険契約と原子力損害賠償補償契約という2本立てになっていること、そして、その賠償措置額が1200億円となっており、事故責任の所在や補償額などの想定と原子力災害の空間的広がりおよび影響の時間的継続性との不整合を考えるならば、同法の基本的枠組みが補償を確実に行う上で大きな欠陥を有することは明瞭である（小坂（2013）、pp.133-136）。

除本理史氏は、「事故を起こしたことで、東電は事実上、経営破綻の状態に陥った。今回の被害は非常に大規模であって、原発事故の収束や廃炉、補償等に要する費用が巨額にのぼるため、東電の自己資本をはるかに超えることが現実視されたのである。自らの資力の範囲では補償しきれず、国の援助が必要だとすれば、その前提として、東電は資産を全部はき出すべきだろう。潤沢な資産をもったまま、国から資金援助を受けるのはおかしい。資産を握っているのは、大手金融機関など東電の株主、債権者だから、それらの主体が負担を甘受せねばならない。これは、企業の通常の破綻処理で行われることである。し

かし、この当たり前の方法とは正反対の法律がつくられ、株主と債権者は守られた。2011年8月、原賠法第16条にある国の援助措置の具体化として、「原子力損害賠償支援機構法」(以下、支援機構法)が成立したのである。これにより、原子力損害賠償支援機構(以下、機構)が設立された。機構は東電に対し、資金の交付や貸付、株式引き受けなどのさまざまな援助をすることができる。これによって東電の資金繰りを助け、破綻を回避する。これで、大手金融機関など東電の株主、債権者は、まったく無傷ではないにせよ、守られることになった。たしかに、東電は、形のうえでは補償の責任を負い、被害者への支払いを行う。だが、支援機構法により、その原資は、機構を通じて国が出すと決まった。これは、東電を含む原子力事業者が負担金で返納することになっている。したがって、電気料金などによって、国民に負担が転嫁されていくことになる」(除本(2014), pp.85-95)と指摘している。

ところで、現実社会では法人組織である企業が社会の一員として経済活動の中心に位置していることは自明のことであり、このことに疑問をもつものはほとんどいないであろう。それどころか、企業の影響力は、経済分野は言うまでもなく、政治領域を含め、広く社会全体に及んでおり、その影響力の大きさはあたかも一個の「権力」のごときである。しかしながら、このような企業が犯罪行為をなしたとき、自然人ではないという理由で、処罰の対象とならないということは、被害者からみれば不条理極まりないものと映る。公害訴訟にみられるように、その心情を汲む形で、企業それ自体を処罰の対象とすべきとの議論も広がってきているが、刑事上の責任をまずは企業経営者や責任者に帰すという枠組みは、依然として変わっていないように思われる。

ひるがえって、企業の社会的責任(CSR)

という言説は、上述の企業犯罪の責任との関連では、いかなる意味合いで捉えられることになるであろうか? 小論は、法人組織である企業が社会に対して「責任」をもつということはいかなる意味かを問い直す作業を目的とするものである。とりわけ、従来、公益事業会社として位置づけられてきた電力会社の社会的責任に焦点を当てながら、公共性論とCSR論との架橋を試みる形でこの作業を進めたい。

なお、小論において扱うCSR論は言説としてのCSRであり、経営学で一般的に論じられているCSRの定義に基本的には依拠しているが、それよりは幅の広い、周辺議論も含むものと理解して議論することになることを、あらかじめお断りしておきたい。とはいえ、「企業はこれまで以上に消費者の安全確保や環境に配慮した活動に取り組むなど、株主・投資家、消費者、取引先、従業員、地域社会をはじめとする企業を取り巻く幅広いステークホルダーとの対話を通じて、その期待に応え、信頼を得るよう努めるべきである」(「企業行動憲章」経団連、2010年)、あるいは、「CSRとは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任を取る行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指す」(CSR定義・経済産業省、2016年)という説明にみられるように、CSR自体が元来、理念的かつ抽象的な概念として普及していることは明らかであり、CSRを具体的な内容をもった概念として特定することはむしろ困難なのかもしれない。

2 電力会社のCSR

電力会社における社会的責任について論じるにあたっては、一般の企業の場合と共通の問題と異質の問題があることを考慮しておか

なければならない。田邊朋行・丸山真弘両氏は、電気事業者におけるコンプライアンスについて、そのハードルが一般企業に比べて高いことを指摘しており、その内容を次のように整理している（下線は筆者による。以下同様）。①公益事業であり設備利用産業である電気事業は、電気使用者の利益の保護（電気事業法第1条）や公共の安全の確保（原子炉等規制法第1条）のために、電気事業法や原子炉等規制法に代表される様々な法規制やそれをサポートする膨大な行政規制あるいは社内規定類に従いながら業務を遂行しなければならない。すなわち、電気事業は、公益事業あるいは被規制産業として多種多様な法令を遵守する義務が課せられており、その意味において、他産業よりも広範な局面でコンプライアンスの確立が求められている。②電気事業においては、事業をとりまく各ステークホルダー（お客様、株主、地域社会、規制主体、地方自治体、協力会社等）との関係で要求されるコンプライアンスのレベルが他産業のそれに比べて厳しい面がある。例えば、原子力施設におけるトラブルの発生は、安全性に対する影響の有無に関わりなく、地域社会や地方自治体との信頼関係に大きな打撃を与え得る。また、協力会社の不祥事は、電気事業それ自体あるいは産業全体の不祥事として社会で受け止められることも多い。③電気事業は、多種多様な部門に様々なバックグラウンドを持つ従業員を抱えている他、多くの関係・関連会社を擁しており、これらの各人・各層にコンプライアンスの定着を図る必要がある。しかし、各人・各層に求められるコンプライアンスの具体的内容は異なる面も多いため、その定着は容易ではない。④電気事業は技術利用産業として、より高いレベルの倫理、すなわち技術倫理の実践が現場技術部門において求められる。しかし、倫理を含むコンプライアンスの課題が組織内で法務・総務部門の案件として一般的に認識される一方

で、技術に関わる案件は品質保証体制の課題として認識されることが多い。これら両者の間の連携・情報共有が不十分であると、現場技術部門への技術倫理・コンプライアンスの定着が阻まれる（田邊朋行・丸山真弘（2005），p.13）。

上述の田邊・丸山両氏の指摘は、2002年8月に明らかとなった東京電力における原子力発電所自主点検データ不実記載事件を契機として各電力会社のコンプライアンスの取組みが強化される状況を調査・分析するなかでなされたものである。2002年段階といえば、既に大口電力の小売り自由化が開始され、その後の自由化対象拡大の行程も明らかとなっており、電力会社として新電力等との競争を意識しなければならない段階であった。しかし、上述のように、田邊・丸山両氏が電力会社のコンプライアンスの課題として強く意識しているのは、公益事業としての電力会社の社会的責任という問題意識であって、市場競争や自由化環境の下で他の新電力等との競争を念頭に置いた電力会社のコンプライアンスということには必ずしもなっていない。家庭用顧客を含む全面自由化が具体化されていなかったという条件があるにしても、電力会社は自らを「公益事業会社」と律する指向が依然として強かったことをうかがわせるものである。

他方では、規制緩和および自由化の流れから電力会社の地域独占体制を守る役割を果たしてきた「独占禁止法」の適用除外規定「自然独占に固有な行為（第21条）」については、2000年からの部分自由化開始と同時に削除されることとなった。その意味では、地域独占的な地位を有する公益事業としての電力会社の位置づけは、自由化領域においては、次第に意味をなさないものに転化しつつあったことは確かであり、現在進行している電力自由化と「電力システム改革」によって、公益事業という特殊分野を解体し、一般企業と同

様の地位に格付けすることを政府は意図しており、公益事業と一般企業との区別と境界が曖昧になりつつあることは否定できない。「自由化」とは、むしろ、この区別を取り払うことに本質があるのだから、この曖昧化は期待されてもいるのかもしれない。にもかかわらず、なお電力分野においては、従来、公益事業として位置づけられてきたこの分野特有の事情が今後も残る可能性が大である。発電部門と小売部門を自由化することは既定の路線としても、送配電部門は「自然独占」が依然として残るゆえに、料金規制など、かつて電力会社が受けてきた規制と同種の規制が予定されているからである。電力会社を一般企業と同種のものとするができるのか、またそうすることが適当な措置といえるのか、疑問はなお残るところである³⁾。この点についての検討は他日を期すとして、ここでは、特殊分野としての公益事業の地位が揺らいでいることが、電力会社の CSR にどのような形で反映しているのか、若干の検討を加えることにしよう。

たとえば、東北電力である。同社は、2005 年度より CSR レポートを発行し、会社としての CSR の基本的考え方から具体的取り組みまで、詳細に報告してきている。以下、「CSR Report 2015 (詳細版)」(以下、「東北電力 CSR レポート」と略記)の核心部分を整理することによって、同社 CSR の内容を把握することにする。

東北電力の現在の CSR の基礎にあるのは「東北電力グループ中期経営方針 (2014～2018 年度)」(以下、「中期経営方針」と略記)である。そこでは、

東北電力グループは、東日本大震災の影響で甚大な設備破壊を受けました。以来、2013 年度までを「復旧期」と位置づけ、電力供給設備の復旧に全力で取り組み、ほぼ復旧を果たしたものの、収支・財務状況は著しく悪化し、電気料金を値上げせざるを得ない

状況に至りました。今後は、電力システム改革に伴う小売全面自由化により、競争がいつそう進展する新たな局面を迎えます。

こうした事業環境の変化を踏まえ、2014 年に向こう 5 年間の経営の方向性を示す「東北電力グループ中期経営方針 (2014～2018 年度)」を策定しました。

本方針では、2018 年度までの 5 年間で「経営基盤回復期」と位置づけ、グループを挙げた聖域なきコスト構造改革と新たな価値の提供による収益拡大を通じた財務体質の回復を最優先に事業を展開していきます。来るべき本格的な競争時代においても、電力の安定供給を通じた地域の復興・発展に貢献しながら、お客さまから選択され、地域とともに成長する企業グループを目指していきます。

と、記され、「東北電力グループ経営ビジョン 2020」(以下、「経営ビジョン 2020」と略記)として「地域社会との共栄」「創造的経営の推進」を経営理念として掲げるのである。さらに、事業展開上の基本姿勢として、「この街のあしたを灯す“エネルギー”でありたい」との標語をかけた、①「競争に打ち勝ち、お客さまから選ばれる」エネルギーのトップランナーを目指します。②「企業変革に挑戦」し、さらなる成長を実現します。③「地域の復興・発展に貢献」し、これからも地域とともに歩み続ける、という三つの基本姿勢を明らかにしている。この基本姿勢に基づいて展開される主要施策が次の3点である。

競争に打ち勝ち、お客さまから選ばれる
小売全面自由化に対応した新たな価値の提供
原子力発電所の再稼働と最適電源構成の実現
聖域なきコスト構造改革による強靱な企業体質の実現
成長機会を追求した積極的な事業展開
企業変革に挑戦する
多様な人材の確保・育成と活力ある職場風

土の実現

環境変化に的確に対応した組織の構築

地域の復興・発展に貢献する

安全確保の徹底と電力の安定供給

地域貢献の視点に立った事業運営

環境経営の推進と企業倫理・法令遵守の徹底

以上の施策は、「経営ビジョン 2020」と「中期経営方針」に記された主たる内容であるが、これらに基づいて、東北電力社員が従うべき行動規範として「東北電力企業行動指針」（以下、「行動指針」と略記）を定めている。同社の CSR 活動は直接的にはこの指針に基づいている。「行動指針」は以下の 7 点から構成されている。

- ①安全確保を最優先にエネルギーの安定供給
- ②企業倫理・法令遵守の徹底
- ③地域との協調と地域社会への貢献
- ④環境への配慮
- ⑤透明な事業活動の推進
- ⑥個人の尊重と風通しの良い活力ある企業風土づくり
- ⑦経営トップ、管理職の対応

これら 7 つの「行動方針」それぞれの比重の置き方ははっきりしてはいないが、原子力安全を核にした安全・保安方針と CSR 活動方針が「中期経営指針」と並ぶ要素に位置づけられているようである。小論が問題とすべき CSR 活動方針については次のように説明されている。

当社では、CSR を統括するために、社長を議長とし、全副社長および全常務取締役をメンバーとする「CSR 推進会議」を設置し、あわせて、CSR 担当役員として副社長を任命しています。CSR 推進会議は、他の社内会議体と連携しながら、全社的な視点から CSR に関するすべての活動を統括し、CSR 活動方針の策定・評価、CSR に関する個別活動の調整、モニタリングの実施と実施結果

の分析、東北電力グループとしての CSR への取り組みの検討などの役割を担っています。

そして、CSR 活動方針は、東北電力自身が、「経営ビジョン 2020」において掲げられている「地域社会との共栄」「創造的経営の推進」という二つの経営理念に従い、地域とともに成長し、機動的に変化に適応しながら会社独自の価値を地域とともに創り上げる経営を目指していることに呼応する形で策定されたものであり、「地域社会（みなさま）のより大きな信頼を 東北電力」というスローガンのもとに、以下のような重点活動事項を掲げている。

- ①お客様から信頼され続けるために
 - 安全確保を大前提とした原子力発電の活用
 - 経営効率化への取り組み
 - エネルギーセキュリティへの対応と供給信頼度の維持
 - お客さまの利便性の向上
 - お客さまに喜ばれるエネルギーシステムのご提案
- ②株主・投資家の皆さまから信頼され続けるために
 - 説明責任の遂行 / 的確な情報の開示
- ③地域の方々から信頼され続けるために
 - 地域協調活動の推進
 - 地域活性化に向けた支援
 - 次世代層・子育て層への支援
 - 国際協力・交流活動の推進
- ④社会の一員として信頼され続けるために
 - 企業倫理・法令遵守の徹底
 - 自主保安活動の一層の定着に向けた取り組み
 - 情報セキュリティの取り組み
 - S + 3E を踏まえたエネルギー効率向上による地球温暖化対策の推進
 - 持続可能な循環型社会形成
 - 環境法規制の遵守と地域環境の保全
 - 環境コミュニケーションの推進による

地域社会・お客さまとの信頼関係強化

⑤従業員との関わり

○多様性を尊重した職場づくりと成長の原動力となる人材の育成

これらの活動を通じて、「電気を中心にした最適なエネルギーサービスの提供を通じて企業価値を高め社会に貢献」する、とされている。

以上、紹介したのは東北電力の「CSR レポート 2015」の主たる内容である。電力会社各社は同様に CSR への取り組みについて広く社会に公表しているが、東日本大震災による直接的被害からの復旧という点を別とすれば、その中身は東北電力と本質的に大きく変わるものではない⁴⁾。したがって、電力会社各社の CSR 観ともいうべき内容は微妙に異なるところもあるが、おおよそのところは一致した内容であり、社名を変えればどこでも通用しそうなものであろう。筆者が確認した電力会社の CSR 方針において、自らを「公益事業」であることを明示したものはない。唯一中部電力が「公益性の高い事業を営む中部電力」という表現を用いているのみである。したがって、政府によって電力自由化が推し進められている状況下において、電力会社として自らを「公益事業会社」として位置づけることについては、明らかに消極的になっている。地域社会に対して公益的な事業活動を展開してきたという点よりも、地域独占企業として大きな利益を享受し、地域において最大級の権能者として君臨してきた事実が批判の対象となることを避けようとしているように思われる。電力会社の CSR 政策は、これまで電力会社が自らの存在意義を「公益事業」という概念をもって表してきたものを、市場競争のもとで「再定義」し、表現し直したものと言えるのではなかろうか。すなわち、電力会社の CSR を一つの言葉で要約するとすれば、「電力会社は、社会の一員として、お客さま、株主・投資家、取引先、そ

して地域社会からの信頼を獲得し、競争社会においても、これらステークホルダーから選択されること」を目指すことであるということになる。つまり、完全自由化という市場環境のもとでも、競争会社を打ち負かし、自らが生き残ること、その戦略が CSR の形で結実したものと考えることができるのであり、公益事業の規制緩和と電力自由化環境の下での電力会社の新しい在り方を企業の内外に宣言するものになっているのである。

3 企業献金問題と企業の政治的意思決定

これまで検討してきた電力会社の CSR の場合もそうであるが、企業が「社会に責任を負う」ということが問題となるとき、企業それ自体が責任を負うことと企業経営者など個人が責任を負うことは区別されてきた。特に、企業それ自体が刑事的な責任を負うことは意識的に避けられてきた。しかしながら、企業の構成員たる個人がなす行為が問題となる場合であっても、それが経営者の指揮のもと会社組織全体の総意としてなされたものであれば、責任は企業それ自体が負うべきとの主張が出てくるのは当然である。CSR 行動も、それが企業の総意として展開される以上、それは避けられない。

企業が個人と同様に社会の一員として「責任」を果たすという考え方を拡張していくと、企業は個人と同様に「権利」をも行使できるという考え方が生まれる。この考え方の是非について広く社会的・法律的に議論する機会となったのが「八幡製鉄政治献金事件」をめぐる裁判である。昭和 45 年（1970）6 月の最高裁判決をもってこの事件そのものについては一応の決着をみた形ではあるが、この判決内容がその後の「社会の一員としての企業」「自然人と同様の権能を有する法人」という主張に根拠を与えることになり、わが国を「企業社会」あるいは「法人資本主義社

会」として性格づける議論に決定的な素材を与えるものになったと言える⁵⁾。以下、小論の論点に関わる最低限の議論経過について整理しておこう。もちろん、小論は、法律学的な議論を行うことを目的とはしないので、企業それ自体と経営者など、その構成メンバー個人との関係に着目した形での整理となることを、あらかじめ断っておきたい。

そもそも、この事件で問われたのは、八幡製鉄の取締役が会社の名前で自由民主党に対して、350万円の政治資金を寄附した行為が、商法第266条第1項第5号にいう「法令又ハ定款ニ違反スル行為」に当たり、同時に商法第254条の2所定の取締役の忠実義務に違反しており、そのことによって会社に金銭的損害を与えたのであるから、これを当該役員が弁済すべきである、という原告の訴えの当否である。ちなみに原告は会社の株主である。したがって、この裁判において追及されたのは会社における取締役としての責任であって、会社それ自体が訴えられたのではない。昭和38年4月の東京地裁判決においては、基本的に原告の主張が認められ、当該取締役に対して350万円の寄附額に相当する損害額の支払いを命じたのである。後にみるように、この判決は高裁、最高裁の段階で覆されることになるのであるが、そこに至る議論を、法人としての企業をめぐる論点を中心に整理しておこう（下線は筆者による。以下同様）。

東京地裁判決では、「特定政党に対する政治資金の寄附という行為は……自由民主党という特定の政党に対する政治活動のための援助資金であるから、特定の宗教に対する寄附行為と同様に、到底右に掲げたような一般社会人が社会的義務と感ずる性質の行為（天災地変に際しての救援資金、戦災孤児に対する慈善のための寄附、育英事業への寄附、純粋な科学上の研究に対する補助等々）に属するとは認めることができない。政党は、民主政

治においては、常に反対党の存在を前提とするものであるから、凡ての人が或る特定政党に政治資金を寄附することを社会的義務と感ずるなどということは決して起こり得ない筈である」「会社が一人格者として社会に実在することは認められるけれども、それ故に直ちに会社が自然人である一般社会人と同様の生活領域と権利能力を有すると結論することはできない」、と述べている。

昭和41年（1966）1月の東京高裁の判決は、以下のように地裁判決を覆すことになる。「わが国社会の実際においては、政党の活動資金に関し、一般個人のほかに会社その他の団体からそれぞれ寄附が行われていることは、公知の社会的慣行である。一般に、会社が社会的存在として企業活動を行う以上、この種慣行を無視することはできない。……会社の政治資金の寄附は、政治資金規正法及び公職選挙法においても、適法な行為と認めて寄附自体には干渉せず、又法人税法第9条第3項同法施行規則第7条は、会社の政治資金の寄附を一定の範囲において必要経費として損金勘定に計上することを認めている……政党は、社会公共の利益のため、一定の方向に向かって主義施策を掲げ、同志を糾合してその実現のために各般の政治活動を行うことを使命とするもので、公益を目的とする事業を行うものである。従って、これに対する資金の寄附は、民主政治の育成発達に寄与し、公益に奉仕する行為である。八幡製鉄株式会社は、公益事業を行うものと認められている政党に対し、国家経済の基幹的事業を営む会社として、社会的に実在し、企業活動をするために必要なものとして、本件寄附を為したものであるから、これをとらえて会社の目的に反する行為と断ずるのは失当である」

「会社は、資本主義経済体制の下において、経済人として営利を存立の目的とし、それを組織する個人より独立の統一的生活体であって、経済社会の構成単位をなすものである

が、他面において、独立の社会的存在として、個人と同様に、一般社会の構成単位をなすものであることも看過することを許されない。もっとも、会社は、全人格的な自然人と異なり、生命、身体、親族的身分等を前提とする自然人固有の権利義務の主体となりえないのは勿論、営利を存立の目的とするために、自ら、目的による権利能力の制限が存することは当然であるが、苟しくも、一個の社会人としての存在が認められる以上、社会に対する関係において有用な行為は、定款に記載された事業目的の如何及びその目的達成のために必要または有益であると否にかかわらず、当然にその目的の範囲に属する行為として、これを為す能力を有するものと解すべきである」

昭和 45 年（1970）6 月の最高裁判決は基本的に上述の高裁判決を踏襲したものである。

「会社は、一定の営利事業を営むことを本来の目的とするものであるから、会社の活動の重点が、定款所定の目的を遂行するうゑに直接必要な行為に存することはいうまでもないところである。しかし、会社は、他面において、自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他（以下社会等という。）の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであって、ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうることであるといわなければならない。そしてまた、会社にとっても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をするには、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうゑに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接的ではあっても、目的遂行

のうゑに必要なものであるとするを妨げない。災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などはまさにその適例であろう。会社が、その社会的役割を果たすために相当な程度のかかる出捐をすることは、社会通念上、会社としてむしろ当然のことに属するわけであるから、毫も、株主その他の会社の構成員の予測に反するものではなく、したがって、これらの行為が会社の権利能力の範囲内であると解しても、なんら株主等の利益を害する恐れはないのである。

以上の理は、会社が政党に政治資金を寄附する場合においても同様である。……政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるから、政党のあり方いかんは、国民としての重大な関心事でなければならない。したがって、その健全な発展に協力することは、会社に対しても、社会的実在としての当然の行為として期待されるところであり、協力の一態様としての政治資金の寄附についても例外ではないのである。論旨のいうごとく、会社の構成員が政治的信条を同じくするものでないとしても、会社による政治資金の寄附が、特定の構成員の利益を図りまたその政治的信条を満足させるためでなく、社会の一構成員たる立場にある会社に対し期待ないし要請されるかぎりにおいてなされるものである以上、会社にそのような政治資金の寄附をする能力がないとはいえないのである。……会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとすると妨げないのである」

「憲法上の選挙権その他のいわゆる参政権が自然人たる国民にのみ認められたものであることは、所論のとおりである。しかし、会社が、納税の義務を有し自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以

上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はない。のみならず、憲法第3章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきであるから、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである」

以上みてきたように、「八幡製鉄政治献金事件」は会社役員が特定政党に対して行った政治献金が会社に損害を与えたという判断のもとに、これを会社に弁済すべきであるという株主の訴えに端を発する事件であった。その限りでは、会社内部、組織内部の問題として処理が可能な案件であったが、地裁段階から高裁、最高裁へと裁判が進むにつれて、法人組織たる企業が自然人と同様の政治的権利を有するかどうか、という論点を中心とするものに発展していった。最高裁の判断は、「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有する」というものであり、「企業も自然人と同様の権利保持者である」との判断に基づいて企業による政治献金を合法化するものであった。しかしながら、企業による政治献金が野放図に行われることが民主主義政治の正常な発展を阻害するとの社会的判断も根強く存在し、政治献金については一定のルールに従ってなされるべきということで、不十分なながらも「政治資金規正法」が昭和23年に制定され、これまで改正を重ねてきた経緯がある。東京高裁判決においては、会社の政治資金の寄附が政治資金規正法と公職選挙法によって適法とされており、したがって八幡製鉄の政治献金も当然許される行為であるという論法が用いられている。しかしながら、企業という法人組織が自然人と同様の権利を持つかどうかという問題

は、すぐれて民主主義の根幹にかかわる問題であり、憲法的なレベルの判断がなされるべき問題であろう。その判断にあたって、政治資金規正法を論拠にするのは転倒した思考と云うしかない。むしろ、政治資金規正法も憲法に照らしてその機能をはたしているかが問われなければならないのである⁶⁾。

電力業界は、1974年に既に政界との癒着問題の批判を受け、企業献金を廃止していたが、役員個人が献金することは「政治資金規正法」上、問題ないとの判断で自由民主党の政治資金団体「国民政治協会」に対して電力各社の役員が個人献金を行ってきた。「国民政治協会」の2009年分政治資金収支報告書によれば、個人献金の72.5%が電力9社の役員やOBからのものであった（「共同通信」、2011、7.23）。役員各人からの献金額はバラバラではあるが、横並びとみられる点もあり、個人献金というには不自然であり、実質的に企業献金であるとの批判は免れないであろう。また、電力会社本体からの献金を避ける形で関連会社から献金するという迂回ルートが存在も指摘されている。電力会社のCSRを検討した折に明らかになったように、現代の電力会社は関連会社を含めたグループ企業として行動しており、本体だけの単独のCSR行動は意図していない。関連会社がなす行為は本体会社が行ったものとみなすのであるから、政治献金だけは別物とするのはご都合主義であろう。加えて、「政治資金規正法」では、国や自治体から出資や補助金などを受けている企業からの政治献金を禁止しており、東京電力（東京都の出資）、関西電力（大阪市の出資）などはこの点でも問題含みである。いずれにしても、電力会社は公益事業を営む企業であるという位置づけからして、政治献金については社会的に抑制がかかってきたのが実態であり、役員による個人献金の形をとったのも、この抑制を意識してのことであったのは明瞭であろう⁷⁾。電力自

由化環境の下で、この抑制が効かなくなるのであろうか。

以上、「八幡製鉄政治献金事件」に対する裁判所の判断を地裁、高裁、最高裁の順に概略を紹介するとともに、電力会社の政治献金状況についても特徴的な点を指摘した。そこから、企業であれ、経営者であれ、政治献金という行為がはらむ企業の政治的意思決定の問題性がいくつか浮かび上がってくる。

第1に、この裁判は、取締役が会社の名前で行った政治献金が会社に対して損害を与えたという一株主の判断が出発点にあったのであり、したがって、定款に定める会社の目的を逸脱した行為を指弾し損害を回復することを目的とするものであった。地裁段階での主要論点として、商法上の「法令又ハ定款ニ違反スル行為」「取締役の忠実義務に違反する行為」をめぐる争われたことに象徴されるように、その限りでは、そもそもは会社組織内部の問題であったと言える。この訴訟は、いわゆる「株主代表訴訟」ということになるが、「株主代表訴訟」の仕組み自体がもともと複雑な手続きを予定しているものであった。すなわち、取締役など役員がなした違法行為に対して訴えを起こす主体としては会社ないし企業が想定されているが、会社それ自体は判断主体となることはできないので、代表取締役などその権利能力があるものを代理・代表させる必要がある。しかし、これでは取締役が別の取締役を訴える形となり、現実には訴訟が難しいことになる。ここに、一定の要件を満たした株主が会社に代わって違法行為をなした取締役を訴えることができる手続きとしての「株主代表訴訟」制度が生まれたのである。したがって、訴えを起こす株主は会社を代表して行動するのであって、株主個人として行動するのではない⁸⁾。つまり、ここでの問題は、株式会社経営において重大な責任をもつ経営者を、会社を代表する（とみなされる）者が訴えるという意味で、ひと

まずは会社内部の問題である。確かに、法的措置を経由する段階で既に会社の内部問題では済まなくなっているとはいえ、一般株主を含め、広く問題を社会的に議論することを必ずしも意図してはいない。その意味では、現在の CSR 論とはまだ距離を置いた問題設定にとどまっている。

第2に、政治資金の寄附が事業目的として定款に定められているかどうか、あるいは含まれると解釈できるかどうかが出発点における議論であったが、政治献金という政治行為を会社の事業目的に滑り込ませるために、会社も自然人と同様に社会生活を営む権利能力の所有者である、との主張が展開されることになる。CSR 論では、社会に対する「責任能力」に基づく展開をもっぱら行うのに対し、この時点で既に社会に対する「権利能力」という主張が展開されていることに注目したい。奥村宏氏は早くからこの問題について警鐘をならしてきた。奥村氏は「八幡製鉄政治献金事件」の最高裁判決を受けて、「これ以後、日本では会社の政治献金は合法化されてしまったが、論理的に考えても、また法理論上もまことに奇妙なこの判決文はまさに日本における『会社本位』＝法人資本主義の勝利宣言でもあった。その後、単に会社が政治献金するだけでなく、直接、選挙運動にも乗り出すようになった。それは『企業ぐるみ選挙』といわれるもので、特定の候補者への応援運動を会社の活動として行い、会社員の家族にまでそれを強要する。……もはやここまでくると、法人としての会社にも選挙権を与えなければ筋が通らない程の状況である」（奥村宏（1985）、p.7）、と喝破している。

第3に、2に述べた企業の権利能力と憲法上保障された人権との関連、すなわち企業という法人が享有しうる「人権」と自然人＝個人のもつ人権との関連について、われわれはいかに考えるべきであろうか。中島茂樹氏は、「憲法学の観点から、『人権』観念一般に

ついて問題にすれば、そこでは『憲法上保障された権利』がすなわち人権であるという言葉の使い方は、一般的に認められた用法であるといってよい。しかし、法人の享有しうる『人権』という事柄との関連で、問題にする場合、人一般の自然権という法思想的沿革をもち、あくまでも自然人を前提としたものであるがゆえに、とくに法的保障を受けるという考え方は、今日の現代社会においていわゆる社会的権力による人権侵害から個人の人権をいかに保障するか、ということが問題となっている限りで、極めて重要な意味をもっている。『人権』についてのこのような考え方を前提にすれば、法人に憲法上一定の『人権』が保障されるとしても、それは自然人＝個人との関係ではつねに第2義的な意味しかもちえないものというべきであろう」(中島(2000), p.12), としているが、筆者もこの点同意するものである。しかしながら、法人企業がひとたび自然人と並ぶような「人権」を手に入れたとたん、今度は自然人たる従業員に対して一個の「権力」のごとく振る舞うようになるのは、奥村氏の指摘のとおりであろう。自らの意思を持たない企業が社会の一員として「認められ」、その企業が社会的責任を果たすという名分のもと、従業員がCSR活動に無分別に動員されることにみられるように、企業の社会的責任においても、構成メンバーの責任と企業の責任とが曖昧化する事態が進行し、結果的に従業員個人が企業に取り込まれることになる。企業のCSR論と法人資本主義論は自然人たる個人と法人格たる企業の関係性をともに意識しなければならない課題を抱えていると言えるのである。

4 CSR論と「新しい公共性」論のあいだ

一般に、国家—市民—市場（企業）という3要素の鼎立関係あるいは拮抗関係によって近代社会は説明されてきたと言える。そし

て、21世紀に入るとみに盛んとなってきた「新しい公共」は、これら3要素の中間領域に成立するボランティア組織と関連付けられることが多い。しかし、これら3要素の鼎立あるいは拮抗という図式はそもそも成り立っているのだろうか？ この問いに本格的に答えることは容易ではないが、少なくとも、これら3要素のうち、どれひとつをとってみても、自然人を体現していないのではないかと筆者には思われる。国家は一個の集合概念であり、国民という単位が構成メンバーとされているが、国民概念自体がまた「集合性」を帯びている。株式会社も、株主をはじめとするステークホルダーの集合体と考えることができる。国家であれ、株式会社であれ、これら集合体それ自体は意思決定の主体にはなれない。本来意思決定の主体になれない「集合体」に「意思表示」させる手続きが、たとえば株式会社における「法人制度」ということになる。この点、国家はこのための手続きをまるごと法律体系として定めていることになる。民主主義的ルールとはこれらの総称である。

他方、市民は、それ自体で個人、それ故、自然人を表すことを期待されるのであるが、それは可能態としての自然人であって、自然人それ自体ではない。むしろ、自然人が文明社会の一員として承認される資格を表象化したものが市民であって、市民＝自然人ではない。ハーバーマスの著書『公共性の構造転換』は、現在、われわれが関わっている「公共性論議」の直接的きっかけを与えたと言ってよいものであるが、そこで前提されている公共性の担い手は、やはり市民である。逆に言うと、市民たり得ない者は公共性には関与できない存在とされる。しかし、市民になれる者となれない者を峻別する思想、社会の構成メンバーとしての人間に何らかの資格を求める議論は公共性とは相いれないと筆者は考える。むしろ、いかなる意味でも人間に対する

無差別原則が貫徹する社会のあり方こそが公共性の目指す方向であろう（小坂（2013），pp.iii-iv）。

小論において議論してきた会社企業の CSR をこの「新しい公共」論との対比で考えると次のような面が見えてくる。

小林陽太郎氏（富士ゼロックス会長，元経済同友会代表幹事）は，企業の社会的責任（CSR）との関連で「企業は新たな『公共』の一翼担え」と説いている。小林氏によると，企業は社会の一員として，社会から預かったお金，人，土地（場）などさまざまな資産を活用して新たな価値を創造し，広く社会に役立っている。CSR はそうした企業と社会の関係をベースに，経営を広い視野で見ようという考え方だという。したがって，企業の目的は利潤追求だという考え方があるが，それが唯一の目的とは言えないのではないか。あるいは最終目的ではない。CSR に立脚すれば，企業の目的は社会に役に立つことである。だが，個々の企業による社会への役立ち方は，それぞれ異なる。企業は組織力を利用して効率的，効果的な価値創造を行うことにより，理念に掲げた目的達成を目指すわけだが，企業が創造する価値は，経済的価値，社会的価値，人間的価値など多様である。誤解してならないのは，CSR の神髄は，あくまでもこれらの多様な価値，あるいは利害関係者のニーズへのバランスのとれた対応であって，そのためには，経済的価値は不可欠であって，ましてや経済性より社会性を重視するということではないという点である。また，コーポレートガバナンスも，CSR が持続的に保たれることを担保する仕組みである。CSR は「社会的」「責任」という語感から，本業の利益や自由度を圧迫する義務的，受動的な縛りとして誤解されやすい。しかし，その本質は，むしろ，社会の公器としての「企業のあり方」を問う考え方としてとらえるべきである。老舗の家訓などにあるよう

な日本の商売道は，CSR の考え方と同一である。戦後の日本企業は，本来行政が提供すべき福祉のかなりの部分を肩代わりしてきた。しかし現在，「小さな政府」に向かう行政と「選択と集中」を志向する企業のはざままで，公共サービスの空洞化が進んでいる。今後必要とされる「公共」とは何か，それを誰がどうやって担っていくか，従来とは違った新たな「公共」を打ち立てることが我々の課題となっている。そのなかで，企業が社会に対して何ができるかを考えることは，企業の存在意義を改めて見直す重要な一歩となるろう，（小林陽太郎「会社とは何か」『日本経済新聞』，2005，8.30）と小林氏は説く。

田中直毅氏の考える「公共性」は上記の小林氏とはだいぶ異なる。田中氏の言う，新たな「公共空間（企業価値増殖の場）」は「公共財としての企業」の別称ということになる。企業・市場を営利組織の極に位置づけ，中間領域と距離を置いて考えているのとは異なり，企業自体が市場経済社会の中で広がりをもって存在していることを田中氏は主張していることになる。社会の一員としての従来企業は経済主体として外部からは一つの点として見られていたが，今や企業はその外壁が取り払われ，あたかも出入り自由な広場（それこそ公共空間）になったかのようである。もっとも，田中氏の言う「公共空間」が go public との関連で，株式市場を指しているとするれば，企業は依然として点のままとも言える。その場合は，市場経済ないしは証券市場それ自体が「公共空間」ということになる。田中氏の言う「公共空間」は国家から解放されたと言うよりは，ある意味，国家をも取り込んだ「市場空間」と言うべきであって，国家・市民・市場（企業）から距離を置いた「中間領域」などという生やさしい存在ではなく，むしろ，国家・市民・市場（企業）を含む全空間，すなわち，国家—市民—企業（市場）という鼎立関係で捉えられることが一般

的な図式を「企業価値」が一元的に支配する単調な世界に昇華させていると考えるべきかも知れない（田中直毅「公共性を問う」『日本経済新聞』、2005、5.10）

企業が市民社会の一員であるという理解は、小林氏に限らず、かなり一般的なものになっていると思われる。しかしながら、「八幡製鉄政治献金事件」を素材に経営者個人と法人としての企業それ自体について検討してきたように、企業は市民と同等な資格で市民社会のメンバーとなることはできない。理由の第1は、言うまでもなく、企業は自然人ではないことである。したがって、人格がなく、自ら意思決定する能力を持たない。制度としての法人格が与えられることによって、擬制的に自然人のように振る舞う形式を整えることはあり得るが、あくまでも、法形式の問題であって実態とは異なるという点である。企業を市民社会の一員とする考えは、それ自身意志を持たない人間の創造物に権利や責任を与えることになるが、意志をもたないものが権利を行使し、責任を果たすことは出来ないから、しかるべき人間が代行せざるを得ないことになる。これが代表権の意味である。そのような企業が市民と並んで同等の権利行使の主体となることは一つの虚構である。

第2に、企業は市民と同等どころか、その上に君臨、市民を支配する一個の権力として振る舞っているという現実が存在することである。市民社会の熟度が低いとされるわが国にあっては、ことのほかこの企業権力が強大であり、市民社会より企業社会が優勢とさえ言えるのである。このような現実を等閑視したまま、市民と企業を市民社会の対等なパートナーであると一面的に叙述することは、間違いであり、結果としての対応も方向違いになる可能性が大である。自然人の集合体である企業やその他の組織自体に、法形式であれ「人格」を認めることがしばしば行われている。しかし、そのことによって、形式的な

「人格」が自然人と同等の意思決定能力をもつことにならないのは当然である。まして、形式的な「人格」が自然人の意思を左右するなどということは、いやしくも個人の自由をもっとも尊重する社会においてはあってはならないことである。すでにみたように、「八幡製鉄政治献金事件」裁判において最高裁が示した見解は、まさに、自然人と会社が同等の権利能力を有することを、会社による「政治献金」の自由を認めることを通じて表明したものであったが、本質的には、「同等」どころか、自然人に対する「支配権」を与えることを司法が認めたとするべきであろう⁹⁾。

奥村氏は、株式会社を中心とした法人資本主義論の観点から現代資本主義を捉えることによって、資本主義は、かつての個人資本家が支配する段階から変質を遂げ、法人格という形式的な人格を備えた株式会社それ自体が支配する段階、自然人に支配権を帰着できる段階から自然人にそれを帰着できない段階へと転化したことを主張していることになる。この現象を「法人資本主義化」と呼ぶこと自体に、筆者も異論がない。しかし、「法人資本主義化」の本質は、個人資本家が支配する資本主義から法人格をもつ会社それ自体が支配する資本主義へと転化したことにとどまらず、国家—市民—市場（企業）の鼎立という近代社会の説明原理をも突き崩していること、したがって、資本主義的近代社会が別の新しい説明原理を求めようとする質的変化を遂げようとしていると予測させている点にあるのではないかと筆者は考える。この点、章を改めて議論しておきたい。

5 おわりに—市民社会と企業社会、そして公共性

私的空間と公共性の問題について独特な議論を展開している山田良治氏の所説を手掛かりにししながら、市民社会と企業社会、そして

公共性について最後に若干の検討を行っておきたい。山田氏の議論について、筆者はかつて次のように紹介した。

「いうまでもなく、資本主義という経済システムは、市場のみで成り立つわけではない。そのシステムを維持するための共同業務・管理業務の実行主体として、国家や自治体を必要とする。

これらの組織は当該社会の円滑な再生産に社会的責任を負っている。こうした点で、国家や自治体が公共性を持った存在であることに疑問の余地はない。というよりは、まさにこれらは「公共」そのものとして機能し、認識されてきたのである。その意味では、国家等＝「公共」が公共性を持つというのは、同義反復である。したがって論理的には、何らかの意味でこれらの機関が持つ固有の社会的性格と同質の性格を持つ事柄が、国家や自治体の外側にも存在しその社会的役割を担うからこそ、公共「的」性格＝公共性という概念が独自の存在意義を持つてくると考えることができる。

では、その性格とは何なのか、端的に言えば、それは、所有または利用（管理）にかかわる社会的共通利益性という特殊な社会的関係性にある。

例えば、一般に協同組合は組織された組合員がその管理に参加するシステムを持つ経営体である。外に向いてはあくまでも私的資本であるが、内実においてある範囲での社会的所有という実体をもっており、その枠内で公共性を持つ。これは、協同組合が、社会性一般にとどまらない明確な組織体としての共通利益性を持っていることによる。

株式会社もまた純粋な私的所有とはいえず、その実体に応じて公共性を持つ存在でもある。いわゆる所有と経営の分離の中で、株主は不特定多数の参加の対象となり、その限りにおいて所有は社会的所有の性格を持っている」（山田良治（2010）、p.57）。

このように、山田氏は国家・自治体が本来的に「公共性」を持った存在であることを自明とし、それとの対比で国家・自治体の外側における国家・自治体と同質の存在として協同組合や株式会社を念頭に置いていることになる。山田氏も指摘するように、協同組合のもつ「公共性」は、組合加入者による「共同性」を基礎とした会員間の共同利益追求の過程に生まれるものであって、会員外に対しての「公共性」「公開性」は限定的であり、時には排他性を帯びるものである。また、株式会社、とりわけ「所有と経営の分離」が貫徹した株式会社においては、不特定多数の株主による出資、したがって社会的出資という建前をもって会社運営がなされる。しかし、株式会社はこれを、文字通り「建前」としているのであって、その内実は経営者による会社の私的運営である。株式会社にとって株式資本が自己資本であるのか、それとも他人資本であるのかという議論さえ存在したことを想起すれば、株式会社を社会性ないし「公共性」によって規定するのは、かなり限定的であるべきだと考える。

近年、株式会社をめぐる不正や不祥事が相次ぐ中で、この「建前」を内実化することが要請され、「企業の社会的責任」「株主代表訴訟」など、会社を代表する経営者が外部に発信、対応しなければならない局面が多く発生していることは間違いない。しかしながら、「企業の社会的責任」は企業が法人として自然人に擬制されること、したがって自然人同様の責任能力があるとの考え方に基づくものであり、また「株主代表訴訟」は会社に対し忠実義務等に反した経営者を株主が会社に成り代わって責任追及するという組織ルールに基づくものであった。それ故、会社が社会に開かれているというよりは、むしろ、株主を含む組織内部に向かうベクトルが基本であろう。最終的には、株式会社は株式所有の「社会的性格」によって特徴づけを行うのではな

く、むしろ、それをこえて貫徹される私的資本家的性格にこそ目を向けるべきなのではなからうか。特に、わが国の場合、会社の中では「憲法」が通用しない現実がその点を如実に語っている。それに対し、市場はこの株式会社と協同組合を含むすべての参加者を、基本的には平等の参加者として迎え入れてくれるオープンな場であり、その限りでは、市場こそ「公共」の場であると言えなくはない。協同組合にしる、株式会社にしる、その「公共的性格」を組織内部へと向かうベクトルにおいてはある程度議論できる素地はあると考えられるが、市場と社会という組織外部へ向かうベクトルにおいては、むしろその「個人集合的性格」と「私的資本的性格」によって説明しなければならないものである。近年の「新しい公共」論においても、国家・政府—企業・会社—市民という三者の鼎立関係の視角から三者の中間領域に「新しい公共」を位置付けることがしばしば行われる。この場合の企業・会社は市民と同等の「法人」として行動することが期待される存在であることは明瞭である。また、この鼎立関係における国家・政府は本質的には他の二者と並び立つ存在ではなく、権力関係として別に規定されるべきであると筆者は考えるが、ここでは立ち入ることはしない。いずれにしても、「新しい公共」論における株式会社についても、なお検討の余地が大きい。

以上のように、株式会社を市民社会においていかに位置づけるか、というテーマに答えるうえで、株式会社の「社会的性格」に着目することは一つの視角ではあるが、それによってとらえられる範囲は限定的であると筆者はみている。たとえば、ヒルファディングが主張した「組織資本主義論」の重要な理論的背景に「所有と経営の分離」論があり、発達した株式会社においては、所有者としての資本家は、實際上株式会社の経営の前面からは退いており、したがって資本主義的会社

にとって「無用」の存在となっていることが示唆されていた。それ故、資本主義の高度な発展段階においては、労働者を中心とする会社組織の担い手が直接会社の管理者として機能し得る、とする「言説」に一定の論拠を提供してきたと言える（小坂（2013），p.93）。筆者は、企業と会社組織における労働者の陶冶を基軸とするこのような展開を積極的に評価する立場ではあるが、そのことと市民社会論を直接結びつけることには、まだ抵抗がある。

市民社会と企業社会の関連を意識的に論じようとする研究は必ずしも多くはない。そうした中であって、松葉正文氏は一貫してこの問題を追究している数少ない論者である。新しい「公共」問題も市民社会論との関連で議論されることが多いのであるが、その際、その構成メンバーは自然人としての個人ないしは市民が前提され、彼（彼女）らが同時にアソシエーションのメンバーとなるという論理が展開されている。松葉氏は日本における市民社会の未成熟と企業社会の優位性という現実を照らしながら、企業社会の再編成と市民社会の再生という課題を提起している（松葉（2006），pp.3-15）。筆者は、このような市民社会論の社会変革に果たす役割は大きいと考えるものであるが、いくつか留意すべき点があることも明らかである。確かに、わが国のように、労働組合が社会的に期待されている機能を十分に果たし得ない状況が続く中では、市民社会論の意義はますます大きくなるであろう。したがって、労働組合の存在が市民社会においていかなる役割を果たせるのかという問題自体がわが国の市民社会論にとっての検討テーマの一つになるべきものである。その意味では、会社が市民社会の一員として位置づけられるかどうかという点を含め、市民社会の構成メンバーに何を含めるかという問題については十分な考察が必要である。小論で検討してきた「企業の社会的責任」（CSR）論は、現代市民社会における会社・

企業の社会科学上の位置づけがなされたうえで、改めて展開する必要があるであろう。少なくとも、自然人と同等な責任と権利を有

する法人企業という規定に基づいて議論することは市民社会の本質的理解を妨げることになるのではないかと危惧するものである。

(注)

- 1) 大谷實氏は、企業犯罪と法人処罰についてチッソ水俣病事件や日航機墜落事件をめぐる裁判等を事例にして論じている。「今日法人処罰の主流は、公害犯罪法に代表されますところの、いわゆる両罰規定であり……両罰規定とは、従業者が業務に関連して犯した故意または過失の行為について、法人はその従業者に適用すべき罰金刑で処罰されるという規定なのです。……罰金を科すにしても、従業者に対する刑よりも、はるかに重く処罰してもよいはずではないか、といった疑問も出て当然です。それにもかかわらず、実行行為者に対する刑の限度で処罰されるのは、いうまでもなく、法人には犯罪能力がない、つまり法人自体が直接に刑事規制の対象にされるべきではないという前提があるからです。……しかし、企業トップに対する刑事責任という形ではなくて、企業それ自体に刑事責任を認めるべきではないか。すなわち、正面から法人に犯罪能力を認めて、法人処罰のあり方をさぐるこそ本筋ではないか、ともいえるでしょう。しかし、この考え方も、必ずしも一般受けしているとはいえないのです。刑事規制はできるだけ手控え、その代わりに民事規制、あるいは行政規制をもっと強化すべきであるというのが、現在の多数説だろうと思います。」(大谷實(1985), pp.1-24)。
- 2) 福島原発事故による損害賠償の履行状況については、久保壽彦氏が次のように報告している。「原発事故に伴う損害賠償については、主に原子力損害賠償法及び原子力損害賠償支援機構法(平成26年5月21日より「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に改正、以下「支援機構法」といい、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を以下「支援機構」という)に基づき、原発事故当時、

政府より強制避難指示のあった福島原発から30km圏内及び飯館村・川内村のように放射線量の高い一部県内地域の居住者や事業者で、政府より強制避難、又風評被害により営業損失を被った事業者(個人事業者含む)及び自主避難者等に対して、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が答申した基準に沿って東電と被害者が損害賠償に関わる交渉を行った上で、損害賠償の履行がなされている。賠償金額は、平成27年4月3日現在、個人に対しては、約655千件、約2兆1,313億円、法人・個人事業者などに対して、約277千件、約2兆1,641億円、さらに自主避難者への賠償を含めると損害賠償金額累計で4兆8,000億円にのぼり、さらに増加の傾向を示している。東電は、支援機構から資金援助を受けて損害賠償を履行しているが、当初5兆円を予定していたが、賠償の見込みが増え続けることや平成26年度から除染費用が加算されたことから上限を9兆円に引き上げている。」(久保(2015), p.10)。

- 3) 電力自由化以前にあっては、独占禁止法の適用除外措置を受けてきた電力産業であったが、その「独禁法の番人」たる公正取引委員会が、「自由化された分野においては、一般電気事業者が新規参入者を排除するような行為を行った場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)が適用され得るところ、自由化の進展とともに独占禁止法の適用範囲が拡大することを踏まえて、経済産業大臣と連携し、「適正な電力取引についての指針」を公表し、独占禁止法・電気事業法(昭和39年法律第170号)上問題となる行為等を明らかにして、違反行為の抑止を図ってきた(「電力市場における競争の在り方について」公正取引委員会(平成24年9

月)、と公正取引委員会にとって、電力はもはや適用除外による特別扱いの対象ではないことが強く打ち出されているのである。しかしながら、電力システム改革は発電部門、送配電部門、小売部門それぞれに対しては異なる対応を求めている、自由化措置が問題となるのは、発電と小売部門であって、送配電部門は「自然独占」であるとの認識のもと、規制部門となることが予定されているのである(小坂(2013), pp.170-195)。

- 4) 電力各社の CSR については、各社のホームページによって確認できる。
- 5) 日本の株式会社制度、とりわけ経営者・株主・従業員および金融機関を含む企業の支配構造を全体的に説明する理論の構築を目指していたのが奥村宏氏であった。氏の議論がわが国の法人資本主義論の先鞭をつけたと言ってよいであろう(奥村宏(1984), 同(2005))。
- 6) 同法の目的は、「議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下におこなわれるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与すること」(第1条)を掲げており、その基本理念は、「政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない」(第2条)点にあるとしている。企業や労働組合などの団体組織がその構成メンバーである従業員や組合員の思想信条とかかわりなく政治資金を特定政党に寄附する行為が、健全な民主政治の発達に寄与することにな

るのか、はなはだ疑問である。政治資金の寄附が個人的な政治行為の範囲で判断されるものであれば、もともと同法は限りなく必要のないものであろう。個人ではなく、諸団体が個人とは別の意思のもとに政治資金を拠出すること、そしてその額が巨大なものとなり、時の立法や政策決定に影響を与える恐れがあるがゆえに同法が制定された、とみるのが順当なところである。

- 7) 関西、中国、四国、北陸の4電力の関連会社や子会社が福島第1原発事故から昨年までの3年間に、自民党の政治資金団体「国民政治協会」へ、判明しただけで計3228万円を献金していたことがわかった。4電力はいずれも、原発再稼働に向けて安全審査を原子力規制委員会に申請している。電力会社は大幅な電気料金値上げを実施した1974年を機に、公益企業として特定政党への献金は不適切だとして建前上自粛している。……4電力は献金については今回確認されなかったが、政治家パーティ券購入は続けている。理由について、「情報収集」(関電、四電、北陸電)や「儀礼的な付き合い」(中国電)としている(「朝日新聞」2014, 12.1)。
- 8) 山田泰弘氏は、株主代表訴訟について二つの機能があることを指摘している。「株主が主導する訴訟により会社が救済を得る制度である。会社は株主代表訴訟により取締役らによって与えられた損害を回復することができる(損害回復機能)。その訴訟にあっては、取締役らの業務執行の是非が争われ、裁判所が問題あると判断すれば、取締役らは損害賠償責任を負わされる。株主代表訴訟により取締役の義務違反行為が典型的に明らかとなると同時に、取締役らは、株主代表訴訟に巻き込まれることを避けるべく、自身の逸脱行為を慎むようになり、健全で適法な会社経営が実行されるようになる(抑止機能)」。そのうえで、わが国の株主代表訴訟制度が抑止機能に傾斜した制度となっており、少数株主の救済を実現する制度たり得ていない事情を考察しており、この制度の本質を考える上で、興味深い(山田泰弘(2007), pp.97-98)。

公益事業会社と CSR

- 9) 間宮陽介氏はこの最高裁判決に関連して次のように述べている。「がんらい自由というものは自然人としての人間に付与される属人的な権利である。政治的自由、経済的自由、宗教的自由、これらはいずれも自然人としての人間のみがもつ属人的な自由である。……株式会社という団体（社団法人）の場合にも、会社の実質的な支配権が株主にある限りでは、営利企業としての株式会社がもつ各種の自由は株主という自然人のもつ自由由来するとかんがえることができるだろう。だが株主が実質的な支配権をもたなくなったとき、さらには株式の相互持合いによって、個人が形式的にも会社の所有者ではなくなったとき、株式会社のもつ自由は自然人としての個人に裏打ちされた自由ではなくなってしまふ。……法人企業が法人格として自由をもつなどということはほんらいの自由概念からすればありえないことであるが、わが国の最高裁は法人企業が法人格として自由をもちうることを公に認知した。まさに自由思想史上の珍説である。」（間宮陽介（1993），pp.202-203）。

(参考文献)

- 伊藤眞（2007）「株主代表訴訟における訴訟法上の問題」『東京大学法科大学院ローレビュー』Vol.2
- 上原美鈴（2008）「世界各地における CSR」『公益事業研究』第 60 巻第 1 号
- 大谷實（1985）「企業犯罪と法人処罰」『同志社法学』37 巻 3 号（第 191 号）
- 奥村宏（1984）『法人資本主義—「会社本位」の体系—』御茶の水書房
- （2000）『株式会社はどこへ行く—株主資本主義批判—』岩波書店
- （2005）『最新版・法人資本主義の構造』岩波現代文庫
- 関東弁護士会連合会（2016）「東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から 5 年を経過しての声明」2016 年 3 月 11 日
- 久保壽彦（2015）「福島県における震災復興の現状と課題—二重債務問題・原発損害賠償制度等を中心に—」『立命館経済学』第 64 巻第 1 号
- 小坂直人（2013）『経済学にとって公共性とはなにか—公益事業とインフラの経済学—』日本経済評論社
- 田邊朋行・丸山真弘（2004）「電気事業におけるコンプライアンスの取組みと課題」『公益事業研究』第 56 巻第 2 号
- 勅使川原和彦（1997）「株主代表訴訟における会社の訴訟参加について」『早法』72 巻 2 号
- 『東北電力 NOW CSR Report 2015』（2015），at http://www.tohoku-epco.co.jp/csrreport/pdf/now_2015_shosai_all.pdf
- 富山康吉（1979）『現代資本主義と法の理論』法律文化社
- 中島茂樹（2000）「憲法問題としての政治献金—『目的の範囲』条項と会社の政治献金—」『立命館法学』2000 年 3・4 号下巻（271・272 号）
- 松葉正文（2006）『現代日本経済論—市民社会と企業社会の間—』晃洋書房
- 間宮陽介（1993）『法人企業と現代資本主義』岩波書店
- 丸尾寛道（1993）「企業犯罪についての一考察—公害犯罪と企業の刑事責任—」中京大学『法学研究論集』第 13 号
- 山田良治（2010）『私的空間と公共性—「資本論」から現代をみる—』日本経済評論社。
- 山田泰弘（2007）「国際的潮流から見た日本の株主代表訴訟制度—特に株主代表訴訟の原告適格を巡って—」『立命館法学』2007 年 4 号（314 号）

(Abstract)

Now Corporate Social Responsibility (CSR) is a common term in Japan, and it is one of missions to accomplish for many corporations as a member of society. According to this term, we assume that corporations can take many responsibilities to society. But it is doubtful whether corporations as legal person can take the same responsibility as a natural person takes. Particularly in a case of corporate crime, the responsibility of management is pursued, but the responsibility of corporation itself is scarcely pursued. Generally speaking, we have presumed that public utility corporations have more important responsibility to society as compared with common corporations, and we presume that the responsibility of public utility is reduced in the period of liberalization. What is the meaning of corporate responsibility to society? It is difficult for us to answer this question briefly. In this paper I try to study on the characteristic of public utility CSR in view of the legal person capitalism theory and publicness theory.